

国の地方公共団体に対する指示権の慎重
かつ適切な行使を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

今月19日、地方自治法の一部を改正する法律が可決・成立し、大規模災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、個別法に規定がなくても国が地方公共団体に対し必要な指示ができるとする、いわゆる「指示権」が特例として創設された。

現在、国による指示は、平成12年に施行された地方分権一括法において、個別法の規定に基づく場合及び法定受託事務の違法状態を是正する場合に限定されており、地方公共団体との関係を対等・協力とする原則の中で、国の関与は必要最小限にとどめられている。

今回の法改正では、国と地方公共団体の対等な関係は維持し、国が指示権を行使する際は、事前に対象となる地方公共団体の意見の聴取に努めるといった附帯決議も付されたことから、地方公共団体の実情を適切に踏まえた運用が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地方公共団体の自主的・自立的な運営を担保するため、附帯決議を踏まえ、地方公共団体との協議・調整を十分に行うなど、国の地方公共団体に対する指示権を慎重かつ適切に行使するよう強く要請する。